

指定管理者候補者の選定方法

平成25年6月4日第4回委員会決定

1 担当課による説明

施設の概要(概要,設置目的),募集要項(管理業務の内容,評価基準(配点)),指定管理者制度を導入したことによる実績評価等について説明

2 事業者ヒアリング

提出書類による選定を基本としつつ,書類で不明な点を解消するために,事業者ヒアリングを実施する。(申請内容以上の内容を付加することは認められない。)

申請団体すべてをヒアリング対象とする

ヒアリング順番は申請順とする

ヒアリングの内容及び時間配分

申請団体の入場及び準備 5分以内

申請団体によるプレゼンテーション 10分以内

質疑応答 15分以内

3 審査(採点)

提出書類に基づき,各評価項目ごとに採点する,

採点は下記の採点基準に基づき,実施する。

全ての事業者ヒアリング終了後,最終の採点を行う。点数集計は事務局で行う。

採点基準

次のとおり,5段階評価により評価し,配点する。

5段階による採点基準		速算表						
採点基準	配点の配分率	配点	3点	4点	5点	8点	10点	15点
5=非常に良い(高度な能力を有している)	100%	評価	3	4	5	8	10	15
4=良い(十分な能力を有している)	75%	5=非常に良い	3	4	5	8	10	15
3=普通(平均的)	50%	4=良い	2.25	3	3.75	6	7.5	11.25
2=やや劣る(能力が少し不足している)	25%	3=普通	1.5	2	2.5	4	5	7.5
1=劣る(まかせることが心配)	0%	2=やや劣る	0.75	1	1.25	2	2.5	3.75
		1=劣る	0	0	0	0	0	0

4 候補者の決定

各委員の評価点数を合計し,その合計点数の一番高い者を指定管理者候補者と決定する。合計点数が同点の場合,多数の委員が上位と評価した者を指定管理者候補者と決定する。

それぞれの評価基準を普通とした場合の点数を求め,それに審査委員数を乗じた結果を最低基準とし,合計点数が最低基準未満の場合は,合計点数が一番高くても指定管理者候補者とはしない。